

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用許可の取消し等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市保健センター設置条例第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 56 年 3 月 25 日条例第 7 号
関 係 条 項		同条例第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名		健康推進課管理係
処 分 基 準	基 準	(使用許可の取消し等) 第 8 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取消することができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市長はその賠償の責を負わない。 (1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) その他特別な理由が生じ市長が必要と認めたとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略